

本日のご説明資料

1. 令和2年度第2次補正予算 1
2. 子どもの見守り強化アクションプラン 7
3. 児童福祉法改正に基づく検討状況 12
4. 中核市等児童相談所の設置について 18

1. 令和2年度第2次補正予算

支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第二次補正
予算：31億円

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

目的

- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることから、
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、支援対象児童等の状況を電話や訪問等により定期的に確認し、必要な支援につなげること
 - ・その際、民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地域の見守りの体制を強化することとする「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施。
- 同プランの取組を一層推進するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化するための経費を支援する。

補助基準額

1か所当たり：8,313千円
※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費

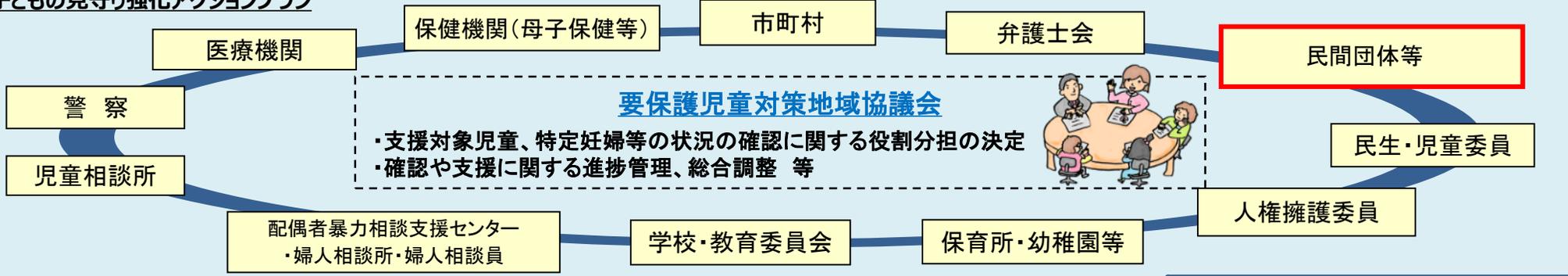
補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）

子どもの見守り強化アクションプラン



定期的な状況把握・支援

子育て支援を行う
民間団体等
(子ども食堂、子ども宅食等)



民間団体等の支援スタッフが訪問等を実施

状況の把握



食事の提供



学習・生活指導支援等



見守り体制
の強化



支援対象児童等の居宅等 2

児童の安全確認等のための体制強化事業

令和2年度第二次補正
予算：9.8億円

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 趣旨

- 年々増加する児童虐待の相談対応に加え、生活環境が変化していることに鑑み、「子どもの見守りアクションプラン」に基づく、状況確認の徹底を行っていることから、児童相談所及び市町村が状況確認を行う体制の強化を図る。

2. 事業内容

- 支援対象児童等について、電話・訪問等により定期的な状況確認（少なくとも1週間に1回）を行う体制の強化を図るため、児童相談所や市町村に状況確認を行う職員を新たに配置する。

3. 補助の枠組み

【実施主体】 都道府県・市区町村

【基準額】 1自治体（1児童相談所）当たり 5,002千円

【補助率】 1/2

1. 趣旨

- 長期間にわたる外出自粛等による児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、社会的に孤立しがちな児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、新型コロナウイルスの感染防止に配慮した相談支援体制の構築・強化を図る。

2. 事業内容

- 児童虐待や配偶者からの暴力等に関する相談や、児童養護施設退所者等からの相談支援体制の構築・強化を図るため、新型コロナウイルスの感染防止措置等に必要な費用を補助する。
 - テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議の活用による関係機関との連携・調整等を図るための通信機能を備えたタブレット端末等の購入費用
 - 電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたSNS等を活用した相談窓口の開設費用
 - 適切な感染防止対策等に関する相談など、医療機関等との連携を図るための費用
 - 感染予防のためのマスク・消毒液等の購入や、密を避けるためのスペースの確保など環境整備に必要な費用 等

3. 補助の枠組み

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助対象】 児童相談所、婦人相談所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

【基準額】 1か所当たり 100万円

【補助率】 1/2

例① テレビ電話を活用した相談支援や関係機関との連携

- ・ 感染防止の観点からテレビ電話を活用した相談支援や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整等を行うための体制整備を図る。



テレビ電話・SNS等
による相談



相談支援機関



関係機関とのオンライン会
議等による連絡・調整

例② 相談支援機関における感染防止措置

- ・ 感染防止の観点から医療機関や専門家等への相談など、医療機関等との連携を図るとともに、マスクや消毒液の購入等、相談支援機関における感染防止措置を講じる。



医療機関や専門家
等への相談

助言・実地指導



相談支援機関



マスクや消毒液等の
衛生用品等の購入

目的

児童福祉施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているが、職員は感染予防のための標準予防策を必ずしも習得しておらず、感染対策に関する不安や疑問等を抱えて業務にあたっており、精神的にも多大な負荷を負っている。

本事業では、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童福祉施設等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、各種支援を行う。

事業内容

(1) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 都道府県：22,396千円、市区町村：16,797千円

【実施者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(2) マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品に対する支援

【補助基準額】 (3)と合わせて1施設等当たり：500千円

【実施者】 都道府県、市区町村、市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、児童養護施設等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業



(3) 職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）

【補助基準額】 (2)と合わせて1施設等当たり：500千円

【実施者】 都道府県、市区町村及び市区町村等が認めた者

【対象施設等】 放課後児童健全育成事業等、保育所等、子どもの生活学習支援事業等、産後ケア事業
※児童養護施設等については、既定予算を活用して実施



(4) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円

【実施者】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【対象施設等】 児童養護施設等



※放課後児童健全育成事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

※保育所等：保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）

※子どもの生活・学習支援事業等：子どもの生活・学習支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター

児童養護施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援

児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が児童養護施設等へ配布する子ども用マスクの卸・販社からの一括購入等、児童養護施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、個室化に要する改修に必要な経費等を補助する。

支援の内容

① 都道府県等の子ども用マスク等購入費

感染経路の遮断のため、必要なマスク、消毒液等の需給が逼迫し、児童養護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県等が児童養護施設等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等に必要な費用について補助

② 児童養護施設等の消毒経費

感染が疑われる者が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助

③ 地方自治体の広報・啓発経費

施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助（例：子ども向けのポスター・パンフレット）

④ 児童養護施設等における個室化に要する改修費等

事業継続が必要な児童養護施設等において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等について補助

※改修規模が大ききものは次世代育成支援対策施設整備交付金により支援（補助率：定額（国1/2相当）、補助基準額：上限なし）

⑤ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費

新規メニューを追加

事業継続が必要な児童養護施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

補助単価等

対象施設	補助率	補助基準額	実施主体
児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所一時保護所 等	国10/10	1カ所当たり 最大800万円	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市区町村

2. 子どもの見守り強化アクションプラン

子どもの見守り強化アクションプラン



- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている。
- 今後も、地域によってはこうした状況が続くことが見込まれるため、これまでの取組(別紙)に加え、**様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を確保**し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、「**子どもの見守り強化アクションプラン**」を実施する。

<実施主体>

・市町村に設置している要保護児童対策地域協議会(要対協)

<対象児童等>

・要対協に登録されている「**支援対象児童**」、「**特定妊婦**」

<実施方法>

・要対協が中核となって、対象児童等ごとに、見守り・支援を主として担う機関(※)を決め、電話・訪問等により**状況を定期的に確認(少なくとも週1回)**。

・地域での見守りについては、行政機関をはじめとした要対協のメンバーだけでなく、**民間団体等に幅広く協力を求め、地域のネットワークを総動員して**、体制を強化。

・状況把握の結果は要対協で集約し、必要に応じ**支援・措置(児相による一時保護等を含む)**につなげる。

※見守り・支援を主として担う機関

就学児童 → 学校(休業中の場合も含む)

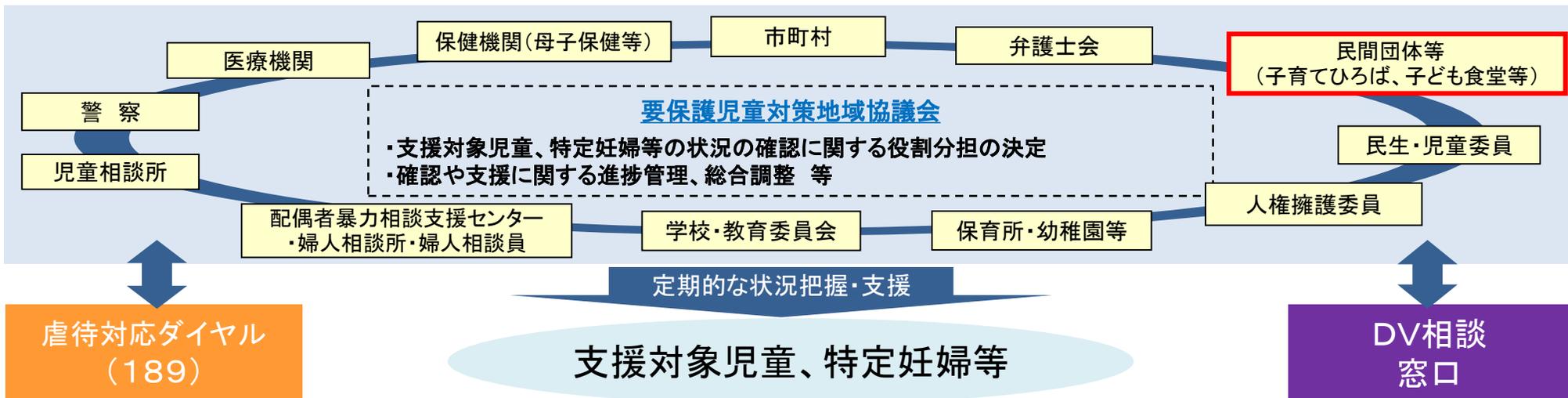
就学前児童 → 保育所、幼稚園等(休業中の場合も含む)

特定妊婦 → 市町村の担当部局

未就園児等 → 要対協で主担当を決める

<国等の支援>

・**民間団体等に子どもの見守りへの協力を積極的に求めることとし、そのための活動経費等を支援。**



※要保護児童対策地域協議会には、児童相談所、教育委員会、警察はほぼ100%参加している。

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月関係閣僚会議決定)等を踏まえ、令和2年度予算で関係予算の拡充を図るとともに、自治体等と連携し、施策や体制の強化に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、学校休業や外出自粛等が行われている中、子どもの生活環境が変化し、児童虐待が増えることが懸念されるため、関係府省庁、自治体、関係機関・団体等の連携の下、以下の取組をさらに推進。

1. 様々なチャンネルを通じた子どもの実態把握と支援

□ 要対協等を通じた支援対象児童等の状況の把握

- 自治体において支援対象児童等の状況の変化の把握と支援(必要な場合は躊躇ない一時保護の実施)

□ 学校等との連携を通じた子どもの情報の共有

- 登校日における面会、ICTの活用、定期的な子どもの状況把握
- スクールカウンセラーの支援等による心のケア等

□ 市町村の母子保健事業と連携、子育て支援事業等の活用

- 市町村の母子保健事業において、環境変化によるリスクに留意
- 子育て短期支援事業、特定妊婦等への子育て支援訪問事業(育児用品等の配布)等の活用

3. 児童虐待防止施策とDV施策の連携強化等

□ 児童相談所等と配偶者暴力相談支援センター等の連携強化

- 新たなDV相談窓口と婦相、児相、市町村等の連携
- 婦人相談所に関係機関との連絡調整を行うコーディネーターの配置を促進

□ 児童相談所と警察との連携の推進

- 児相への警察OBの配置や要対協への警察の参画の促進、合同研修等

2. 児童虐待通報・相談窓口の周知

□ 児童相談所虐待対応ダイヤル(189)等の相談窓口の周知

- 昨年12月から189の通話料を無料化
- 厚労省HPIに「生活環境等でストレスを抱えている方」のサイトを新設(相談窓口、子どもとの関わりのポイント等を掲載、Twitter、フェイスブックでも周知)
- 「24時間子供SOSダイヤル」等の周知・連携協力
- 民間の各種相談窓口の周知と連携

□ SNSによる相談窓口の設置

- 自治体に令和2年度予算も活用し、SNSによる相談窓口(子ども本人の相談にも対応)の設置の検討を要請

4. 体罰等によらない子育ての推進

□ 体罰禁止を含む改正法の施行と周知啓発

- 令和2年4月の児童虐待防止法等改正法の施行も踏まえ、体罰等によらない子育て(子どもの権利を含む)について、様々な媒体を通じて、民間団体等と連携のもと、周知啓発

□ 民間団体が実施する相談支援等との連携

- 民間団体が実施している子育ての不安・悩みに関する電話やメールによる相談支援等との連携

各自治体における子どもの見守り取組例

1. SNS等を活用している例

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、職員による家庭訪問等を希望しない家庭の子どもについて、LINEを活用したビデオ電話による安全確認の実施。
- 民間企業と連携し、研修を受講した「子供の未来応援団」（ボランティア）が、気になる子ども等の情報をいつでもスマートフォンから行政に情報提供できるようにする専用のアプリケーションを活用し、支援が必要な子ども等の見守り体制を強化。
- 市内の中高生などを対象としていたLINE相談（※）の対象を小学生に拡大するなどして、学校休業時における児童生徒の心のケア相談として対応。（教育委員会事業）

（※）大学生や心理士等による相談対応やいじめや虐待等を直接教育委員会に連絡する機能

2. 子育て支援を行う民間団体等（子ども食堂、子ども宅食等）を活用している例

- 個別のケースについて、子ども食堂の運営者や学習支援団体と協力して見守りを実施。
- NPO法人や民生委員等が食材を確保し、宅配又は拠点での引き渡しにより、就学援助、ひとり親家庭等に食材やお弁当をアンケートとともに配布。行政は、実施団体等経由で情報提供（アンケートへの回答）を受け、支援対象者のニーズを把握。
- 家庭の経済的な理由等により、食の支援が必要な家庭（住民税非課税世帯など）の子どもを対象に、区内事業者の手作り弁当を家庭への配達（年間48回が上限）を実施。（新型コロナウイルスの影響による収入減等による生活困窮家庭も対象となり得る。）
- 要対協に登録されている小学生以上の子どもを対象に、学習支援・生活支援（食事・入浴等）等を行う子どもの居場所づくり事業（NPOに委託）を実施。
- 学校休業に伴う給食の停止で生活困窮が増している継続支援ケースについて、市虐待対応部署が市のフードバンク事業から提供してもらった食料をきっかけにして家庭訪問を実施。
- 子ども食堂が開催できなくなったことに伴い余剰となった食料について、市虐待対応部署が無償で提供を受け、家庭訪問の際に配布することで、訪問回数を増加。

保護者が新型コロナウイルスに感染したことにより入院した場合等の 子どもの保護の受け入れ先(事例)

1. 医療機関への一時保護委託を行う自治体

○川崎市

- ・ 医療機関(聖マリアンナ医科大学病院)に一時保護委託を行うこととし、疑似症例用の病床10床の中で対応する体制を確保。

2. 宿泊施設を活用して受け入れる自治体

○江戸川区

- ・ 軽症者や患者の同居家族(子ども、高齢者、障害者)の宿泊施設(ホテル)を確保。
- ・ 民間の施設と区立の施設の2つがあり、現在、区立の施設を感染者の家族が利用。子どもの受け入れも可能で、一時保護所の一部として運用。(施設に看護師が常駐)

○神戸市

- ・ 子どもの受け入れを行う専用の宿泊施設を確保。
- ・ 5月1日に一時保護所の一部として開設。看護師や保育士等が24時間体制で対応。

○大阪府

- ・ ホテル等の宿泊施設において、一時保護を行う。
- ・ 一時保護所の職員等が24時間体制で対応。

3. 児童福祉施設等を活用して受け入れる自治体

○神奈川県

- ・ 児童養護施設、児童自立支援施設及び児童相談所の一部を専用の受け入れ先として確保。(受け入れを行う定員は3か所の合計で19名)

○三重県

- ・ 県の施設の一部を臨時の受け入れ先として確保することを検討中。

※ いずれの場合も、既に入所している子どもが利用する建物とは別の建物を利用。

4. 一時保護所で受け入れる自治体

○愛知県

- ・ 県内2か所の一時保護所のうち、1か所を専用施設とし、受け入れ体制を確保。

○福岡県

- ・ 県内5か所の一時保護所のうち、1か所を専用施設とし、受け入れ体制を確保。

3. 児童福祉法改正に基づく検討状況

児童福祉法等改正法に基づく検討状況

○ 令和元年に成立した児童福祉法等改正法の検討規定に基づき以下の対応等を行う。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
体罰禁止	9月3日 ▼ 検討会	周知 施行		
職員の資格の在り方 その他資質の向上策の検討	9月10日 ▼	資質向上WG	施行後一年	
一時保護等の手続きの在り方の検討	実態把握	検討の場		
子どもの権利擁護に関する検討	調査研究 12月19日 ▼	施設等でのモデル実施	権利擁護WT等	施行後二年
民法「懲戒権」の検討（法務省）	6月20日 ▼	法制審議会	(中間試案・パブリックコメント)	
国と地方との協議の場の開催(※) ※中核市等の児相設置促進、人材確保等の検討のため、WGを設置	8月2日 ▼	協議の場		

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について

設置の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「改正法」という。）において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされた。

これを受け、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等を作成し、国民や関係者にわかりやすく普及するとともに、保護者に対する支援策もあわせて周知を行うなど、体罰等によらない子育てを推進するための検討を行う。

スケジュール・開催実績

令和元年9月3日	第1回開催：今後の検討課題と進め方
令和元年10月28日	第2回開催：取りまとめの内容と構成、今後の取組
令和元年12月3日	第3回開催：素案について審議 → パブリックコメントを実施 (12月20日～1月18日)
令和2年2月18日	第4回開催：取りまとめ
令和2年4月1日	改正法施行

主な検討事項

1. 体罰禁止の考え方
2. 体罰の範囲等
3. 体罰等によらない子育て推進方策及び保護者への支援策

委員

○ 大日向雅美	恵泉女学園大学 学長
高祖 常子	認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
立花 良之	成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
福丸 由佳	白梅学園大学 子ども学部 教授 CARE-Japan 代表
松田 妙子	NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事
森 保道	日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 委員・幹事
山田 和子	四天王寺大学 看護学部 教授

○座長

(敬称略、五十音順)

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)附則第7条第3項において、政府は、この法律の施行後1年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

これを受け、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策についての検討を行うため、「社会的養育専門委員会」の下にワーキンググループを設置する。

主な検討事項

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策

スケジュール

令和元年 9月10日	第1回開催:これまでの経緯と今後の進め方
令和2年 2月19日	第2回開催:資格の在り方
令和2年 6月19日	第3回開催:資格の在り方
令和2年 夏目処	中間的な整理
令和2年 12月	ワーキンググループの議論の整理 その後、社会的養育専門委員会へ報告

委員

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
我妻 元晴	本庄市保健部子育て支援課長
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長
奥山 真紀子	日本子ども虐待防止学会理事長
加藤 雅江	杏林大学医学部付属病院患者支援センター課長
栗延 雅彦	和泉乳児院院長
栗原 直樹	元十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科 教授
小島 健司	埼玉県伊奈町健康福祉統括監
小山 菜生子	児童家庭支援センターかわわ センター長
才村 純	東京通信大学 教授
佐藤 杏	国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター ソーシャルワーカー
園田 三恵	滋賀県健康医療福祉部こども・青少年局副局長 兼 子育て支援室室長
高橋 誠一郎	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部 副本部長兼事務局長
津崎 哲郎	NPO法人児童虐待防止協会 理事長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニティ学科 教授
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増沢 高	こどもの虹情報研修センター 研究部長
○ 松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
村松 幹子	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会副会長 全国保育士会会長
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎座長 ○座長代理

(敬称略、五十音順)

子どもの権利擁護に関するワーキングチームについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第4項において、子どもの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。

これを踏まえ、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や課題の検討等を行うことを目的として、本ワーキングチームを開催する。（令和元年12月19日に第1回開催（ヒアリング等）。次回7月下旬開催予定。）

検討事項

- (1) 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方
- (2) 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方
- (3) その他子どもの権利擁護の在り方

委員

○ 相澤 仁	日本子ども家庭福祉学会 理事 大分大学 福祉健康科学部 教授	久保 健二	福岡市 こども総合相談センター こども緊急支援課長、弁護士
池田 清貴	くれたけ法律事務所 弁護士	桑田 朋子	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 子供・子育て計画担当課長
栄留 里美	大分大学 福祉健康科学部 助教	田中 由美	大阪府 福祉部 子ども室 家庭支援課 課長
榎本 英典	三重県 児童相談センター 子どもの権利擁護 コーディネーター	永野 咲	昭和女子大学 人間社会学部 助教
大谷 美紀子	大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
奥山 眞紀子	日本子ども虐待防止学会 理事長	堀 正嗣	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
川瀬 信一	千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭	前橋 信和	関西学院大学 人間福祉学部 教授

○座長

(敬称略、五十音順)

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

改正法の規定等に基づき、児童虐待の防止に向けた課題を整理し、**国、都道府県及び市区町村における体制の強化**を進めるため、児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場を設置。さらに、個別の論点について検討を行うために2つのワーキンググループを設置。

1. 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するWG

<構成員>

- ・鳥取県、滋賀県、本庄市、さいたま市、中野区、豊田市、舟橋村、那賀町
- ・厚生労働省
- ・オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会

<主な検討課題>

- ・人材の確保・育成・人事の在り方
- ・中核市等における児童相談所設置の効果
- ・中核市等における児童相談所設置の具体的プロセス
- ・都道府県、市町村の連携強化と役割分担 等

→ 先進的な取組を実施する自治体から、人材の確保・育成、中核市の児童相談所設置に向けた準備・効果、児童相談所と市町村の連携方策、子ども家庭総合支援拠点の設置プロセス等について、ヒアリングを実施。令和2年3月の全国課長会議で周知。

2. 児童相談所の設置の基準に関するWG

<構成員>

- ・鳥取県、滋賀県、本庄市、さいたま市、豊橋市、大田区
- ・厚生労働省
- ・オブザーバー：舟橋村、那賀町、全国知事会、全国市長会、全国町村会

<設置基準（※）の策定にあたっての主な視点>

- ・人口
- ・地理的条件や交通事情
- ・相談対応件数
- ・市町村との連携 等

※政令で定める設置基準の施行は令和5年度だが、地方自治体における準備期間を考慮した対応が必要。

→ 各自治体における児童相談所の現状や設置に関する考え方等を議論

4. 中核市等児童相談所の設置について

中核市等児童相談所の設置について(平成31年4月時点)

1 中核市 (対象:54市)

- ・「設置済」(3ヶ所) :横須賀市、金沢市、明石市(平成31年4月設置)
- ・「設置する方向」(1ヶ所) :奈良市(令和3年度設置の方向で検討中)
- ・「設置の方向で検討中」(5ヶ所) :旭川市、船橋市、柏市、豊橋市、鹿児島市
- ・「設置の有無を含めて検討中」(26ヶ所) :盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、八王子市、長野市、岐阜市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、和歌山市、松江市、呉市、福山市、松山市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市

2 特別区 (対象:23区)

- ・「設置する方向」(16ヶ所) :千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区
- ・「設置の方向で検討中」(6ヶ所) :中央区、台東区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

※世田谷区、荒川区、江戸川区は、令和2年度に設置

※ 上記に記載のない市区については、調査時点において「設置しない」若しくは「未検討」と回答。